

「いい仕事を続けたい」の願いに応え、 あなたの商売を 応援します

商売のどんな相談もお気軽に、民商へ



民商は自営業・小企業の助け合い。「いい仕事をしたい」「商売を伸ばしたい」という仲間たちが、業種を超えて集まっています。自らの経営力向上、業界の経営環境改善、地域の経済振興へ、学習・討議・実践をすすめています。

融資・補助金の申し込みに挑戦しよう！

新規開業や新規事業などの積極展開にも、業況悪化の克服にも資金が必要です。民商では、営業と暮らしの見直しで、自己点検を行うとともに、経営を伸ばすための事業計画づくりに挑戦。事業主が事業の現状と展望を、自信を持って語ることで、各種融資・補助金の申し込みを、有利にすすめられるようにしています。

建設一人親方も労災保険に

「親会社に社会保険に入らせて言われた」。ここ数年、加入義務のない一人親方にまで、社会保険の加入が強く求められ、未加入の場合、現場から排除されるなど、建設現場に混乱が広がっています。民商・全商連は、国交省に事態の是正を求めるとともに、現場入場に必要労災保険は、一人親方組合で受け入れをすすめています。社会保険料を払えるよう、単価引き上げと小規模事業者の社会保険料引き下げも、各方面に働きかけています。

街の生活情報を交流 不動産

大切な財産を守り育てる不動産屋は、家主との信頼、契約書づくり、物件管理などが求められます。一方「街の生活相談所」として、借主の生活を丸ごと受け止め、アドバイスをすることも必要になります。司法書士、建築士、不動産コンサルタント、宅地建物取引士など、異業種が集まる民商のネットワークを生かして、専門的な相談に乗れるよう、勉強会も開いています。

街のオアシス料飲店に活気を

「料飲スタンブラリー」「夜の街オリエンタリング」「ナイト・ウォーク」。民商は各地で、地域住民に地元料飲店へ来店を促すイベントを開催。数千円の参加費で、紹介された居酒屋やスナックをハシゴする取り組みが好評。顧客拡大にもつながっています。デュエットやお酌を犯罪扱いする、警察の行き過ぎた風営法取り締まりから、スナックを守る運動も広がっています。

介護事業応援で福祉の町づくり

高まる介護ニーズを反映して、介護事業が増える一方、介護報酬削減で、倒産・廃業が過去最高を更新するなど、経営は厳しさを増しています。社会保険料が納付できず「年金事務所が介護報酬を差し押さえた」との相談も。民商は、事業所潰しの取り立てをやめさせ、要介護者や地域事業者を介護事業所とつなぐ、福祉の町づくりに取り組んでいます。

法人と個人どっちがいいか、しっかり選ぼう！

「法人にしたら取引増えるって聞いた」「個人の方が、事務負担や経費が軽いらいし」。法人は、役員報酬などが経費にできて、節税が期待できる一方、設立・変更・解散の登記料、従業員の社会保険料などが掛かります。個人は、開業が簡単で費用も掛からず、記帳・経理も簡易に済ませられます。民商では、こうした法人・個人の長所・短所を知り、自分に合った業態を選ぶよう、学習会を開いています。

全国商工新聞は、知らなきゃ損する情報満載

全国20万人を超える中小業者が愛読。税金・融資・開業…商売に役立つ記事を紹介。

週刊 大判8ページ（月2回カラー印刷）【講読料】月500円（税込）

消費税 10%増税

1世帯 年8万円の負担増 経済に大打撃

税率引き上げへの国民の反発をかわすため、飲食料品と一定の新聞（週2回以上発行）代金は、税率8%に据え置きとしています。飲食料品を8%に据え置いて、運送費や加工に必要な水道光熱費、広告宣伝費などは10%になります。食品会社は「軽減税率」が適用されても、価格を据え置く義務はなく、飲食料品が値上がりしにくい保証はありません。そもそも、10%への増税で、1人当たり年間3万6000円、1世帯当たり8万円の負担増が見込まれます。消費を冷え込ませ、経済に大きな打撃となるのは必至です。「軽減税率」を導入しても、消費税を10%にすれば、低所得者ほど負担が増えます。例えば、収入に占める増税の負担率は、年収1500万円で2.4%にとどまるのに対し、年収200万円以下では6.7%に上ります。軽減税率は、低所得者対策にもなりません。



消費税のいんぼう 2 複数税率（10%・8%）

領収書・請求書 税率別合計額が必要に

消費税10%・8%の複数税率で、8%の適用は、食品表示法に規定する、酒類を除く食品です。オロナミンCなどの清涼飲料水は8%、リポビタンDなどの医薬部外品やユンケルなどの医薬品は10%。みりん風調味料は8%の一方、みりんは酒類に当たり10%と、線引きは複雑です（表）。

同じ食品でも、飲食店での出前や弁当の持ち帰りは8%の一方、「外食はぜいたく」という理由で、店内飲食やケータリングは10%。事業者は、2つの税率毎の合計額を請求書・領収書に記載するよう求められます（マンガ）。

免税業者や簡易課税の事業者も、お客や取引先から、10%・8%に金額を分けた請求書・領収書を求められれば、断ることは困難です。

本則課税の事業者はさらに、対象税率が10%か、8%か、区別できるように帳簿を付けて、保存することが求められます。飲食料品を扱わない事業者も、例えば建築業者は、福利厚生費や接待・交際費に缶ジュースなど8%の品目が含まれ、10%の品目と区分した帳簿付けが必要になります（図）。

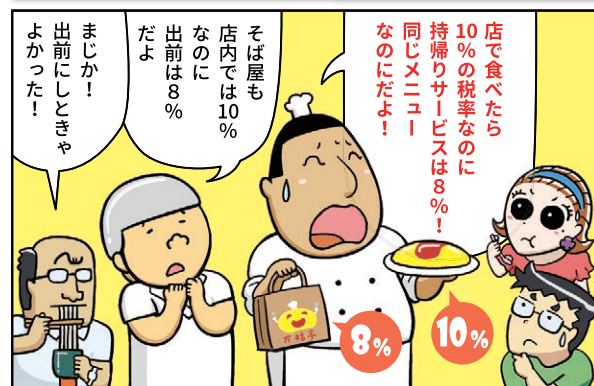
図 総勘定元帳の記載例

総勘定元帳（仕入れ） ○○商店				
××年		適用	借方	貸方
月	日			
1	15	㈱A商店 雑貨	22,000	
	16	// 食料品 ※	21,600	
...	...	...	...	...

※は軽減税率対象品目

表 軽減税率の対象品目の線引き

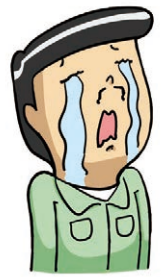
8%	10%
●ファストフード、すし店のお持ち帰り	●ファストフード、そば店、すし店、ファミレスなど店内飲食
●出前、宅配ピザ	●ケータリング
●みりん風調味料	●本みりん
●オロナミンC（清涼飲料）	●リポビタンD（医薬部外品） ユンケル（医薬品）
●ノンアルコール（アルコール1%未満）	●ビール・焼酎・ワインなどの酒類



レシートも10%と8%を区別して発行しなきゃいけない！	お客としてもわからず！	なるし！	特製オムライス定食 ¥1,100 ビーフシチュー定食 ¥1,100 ※特製オムライス弁当（お持ち帰り） ¥1,080 ※ざっくりミルフィーユ（お持ち帰り） ¥1,296 （2個×単648）	合計 ¥4,576 10% 課税 ¥2,200 8% 課税 ¥2,376 （※は軽減税率対象品目）	税金が10%でいいや！
-----------------------------	-------------	------	--	--	-------------

「軽減税率の対象品目である旨」を記載

- ①軽減税率対象品目に「※」や「☆」などの記号を記載
- ②記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする



消費税のいんぼう 3 インボイス（2）

課税事業者に 取引先の選別 押し付け

インボイスでは、課税事業者は消費税の仕入控除ができるよう、取引相手が消費税課税かどうかを確認し、対策を取るよう迫られます。財務省はインボイスの目的を「納税者同士で相互けん制を図る」と説明（全国中小業者団体連絡会交渉 9月21日）。事業者を互いに監視させて、免税業者をあぶり出そうというものです。その税収は「軽減税率の財源へ」（毎日新聞9月30日）と報じられます。インボイスは、信頼に基づく取引関係を変質させる、まさに消費税による「いんぼう」なのです。



政府が狙う消費税 増税スケジュール

19年10月以降、各種経過措置が段階的に実施される予定です。複雑なだけに、民商で正確な情報を把握しましょう。あらたな負担を避けるため、増税中止を求めましょう！

	2019 10/1	2020 10/1	2021 10/1	2023 10/1	2026 10/1	2029 10/1
消費税率	消費税率8%	消費税率10%への引き上げ、軽減税率（複数税率）の導入				
請求書等保存方式		インボイス経過措置		インボイス本格実施		
仕入税額の計算特例（中小事業者）		●軽減税率対象の仕入みなし計算 ●簡易課税事後選択				
免税事業者等からの課税仕入れに係る控除の特例				80%控除	50%控除	

消費税 増税中止・5%に戻せ！

消費税に頼らない別の道を

「財政再建が必要」と言いますが、消費税導入以来の法人税引き下げで、大企業は消費税収の8割にのぼる規模で、法人税負担を軽減されています。所得税・住民税の最高税率引き下げや、株式・社債など配当所得への低税率適用で、所得が1億円を超える大金持ちは、所得税負担が軽減される状況です。消費税増税を言う前に、大企業・大金持ちに応分の負担を求め、税金のムダ遣いをやめさせて、消費税に頼らない別の道にすすみましょう。

■ 消費税は法人減税の穴埋め

消費税収と法人3税の減収の推移（単位：兆円）

